

会 見 年 月 日	令和 2 年 5 月 1 5 日 (金)
担 当 課	都市計画課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6827 FAX 番号：0791-43-6974 (担当者名：澗口、内波)

特定空家等の略式代執行に係る公告について

1. 趣 旨

赤穂市では、これまで、赤穂市空家等の適正管理に関する条例に基づき、空家等の適正管理の促進に取り組んできたところですが、このたび、所有者等を確知できず、かつ、保安上極めて危険な状態にある特定空家等について、略式代執行による建築物の除却を見据え、本日付けで公告を行いました。

本市においては、1 例目の略式代執行に係る公告となります。

2. 内 容

(1) 略式代執行について

略式代執行は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 1 0 項の規定に基づき、所有者等を確知できない場合に、市が所有者等に代わって特定空家等の改善に必要な措置を行うものです。

当該特定空家等については、所有者等を確知できず、かつ、保安上極めて危険な状態にあるため、本日付け赤穂市告示第 2 5 号により、必要な措置を行うべき旨を公告しました。

(2) 公告の内容

令和 2 年 6 月 2 9 日までに建築物の地上部分全部の除却を行うこと。期日までに履行されない場合は、市長又は委任した者が当該措置を行います。

(3) 特定空家等

所在地 赤穂市加里屋 1 6 3 9 番地 4
用 途 倉庫
構 造 軽量鉄骨造 2 階建 (一部木造平屋建)
建築面積 約 7 3 m²、延べ床面積 約 1 1 4 m²

位置図



写真



応急措置実施前



応急措置実施後

※ 当該空家等は、赤穂市空家等の適正管理に関する条例第13条第1項に基づき、外壁材料の飛散を防止するための応急措置を行っています。

赤穂市空家等の適正管理に関する条例 フロー

